

解体業者のみなさま

建物を解体するときは「必ず」

上下水道局にて事前調査を！



事前調査をせず解体工事を行い、水道管を破損し、漏水させてしまう事故が多発しています。水道管を破損させてしまった場合、貴社の費用負担で復旧を行ってまいります。安全に工事を進めるために、以下の確認をお願いいたします。

解体工事をする前に…

- 上下水道局窓口にて引き込み位置を確認してください。
(無料 / 電話、FAX 等での照会は不可)
なお、宅内配管図(給水台帳)を照会する場合は所有者等の『委任状』が必要です。
- 現地調査を行う、または土地・建物の所有者等への埋設状況の聞き取りをしてください。
- 解体工事で水道の使用を開始する場合は、開栓の手続きをしてください。
- 建物の解体に伴い、給水装置を改造・撤去する場合は『給水装置工事の申し込み』が必要です。必ず『下松市指定給水装置工事事業者』に諸手続きや工事を依頼して下さい。

解体工事中に…

- 漏水をさせてしまった場合は、貴社から『下松市指定給水装置工事事業者』へ連絡し、修理を行ってください。修理費用は貴社の負担となります。
また、上下水道事業に関する損失を発生させた際(施設・水道管の破損、職員対応等)、損失料金を請求する場合があります。
- メーターを返却せず紛失した場合は、弁済代金を請求いたします。
- 破損事故が発生すると、解体工事が止まり、不必要な費用が発生し、場合によっては近隣の世帯が断水となり大きな損害が発生します。(病院、施設、店舗、市民への影響・損害)

事前調査や申し込みをしないと…

- 給水工事の申し込みをしない『無届工事』は条例違反です。さらに配管等を撤去した情報が給水台帳に登録されず、所有者等の不利益となる場合があります。

下松市上下水道局 (水道課給水係)
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番2号
TEL(0833)41-2110/FAX(0833)41-6393

